

第1回 オオクチバス等に係る防除の指針改定に係る検討会 議事概要

日時：令和6（2024）年9月12日（金）10：00～12：10

場所：オンライン会議

検討委員：

大浜 秀規	山梨県漁業協同組合連合会 参事
谷口 義則	名城大学人間学部人間学科 教授
坪井 潤一	国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所 主任研究員
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 特別研究員
藤本 泰文	公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 主任研究員
細谷 和海	近畿大学 名誉教授
松崎 慎一郎	国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域 生態系機能評価研究室 主任研究員
淀 太我	三重大学大学院生物資源学研究科 准教授
○渡辺 勝敏	京都大学大学院理学研究科 教授

（五十音順、敬称略、○は座長）

環境省：

松本 英昭	自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長
藤田 道男	自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長補佐
市塚 友香	自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長補佐

農林水産省：

湊谷 陽太	大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 係長
-------	-------------------------

水産庁：

大森 亮	増殖推進部漁場資源課生態系保全室 室長
大野 蒼一郎	増殖推進部漁場資源課生態系保全室 係員
稲田 圭佑	増殖推進部栽培養殖課 係員

【議事概要】

（1）オオクチバス等に係る防除の指針改定に係る検討会の設置について

＜資料説明＞

資料1－1：オオクチバス等に係る防除の指針改定に係る検討会の設置について

資料1－2：オオクチバス等に係る防除の指針改定に係る検討会設置要綱

＜意見等＞

・検討会の座長として、渡辺委員が選出された。

- ・オオクチバス等防除の手引きについては、言及されないのか。指針の中で参考資料として添付した方が良いと思う。（中井委員）
- 環境省で作成した手引きはHPで公開している。資料については整理の関係上で特に具体的に明記していないが、普及啓発の一つとして実施している取組として紹介したい。（環境省）

（２）オオクチバス等に係る防除の指針（改定素案）について

＜資料説明＞

資料２－１：オオクチバス等に係る防除の指針見直しの方向性

資料２－２：オオクチバス等に係る防除の指針（改定素案）

参考資料１：コクチバスの分布拡大状況

参考資料２：オオクチバス等に係る防除の現状について

＜意見等＞

【オオクチバス等に係る防除の指針見直しの方向性について】

- ・資料２－１の「現状と課題」に関し、「モニタリング」という言葉があるが、指針の中で「防除後の追跡調査」をモニタリングと呼んでいる。資料２－１で示されているモニタリングは「状況把握」としたほうが良いだろう。同じモニタリングという言葉が、異なる視点で使われているため整理した方がよい。（中井委員）
- ・「見直しの方向性とポイント」に関し、電気ショッカーボートは比較的大規模な水系において有用だが、配備には大きな予算が必要な機材である。コクチバス防除の観点から、小規模河川や浅い場所でも防除を実施することが多いと考えられるため、電気ショッカーボートと合わせて、比較的入手しやすく、小規模な水系でも汎用性の高い背負い式の電気ショッカーについても指針に記載してはどうか。（谷口委員）
- 文章の冒頭に「電気ショッカー（ボート、背負い）」という形で記載すれば良いだろう。（渡辺委員）
- 表現を含めて検討したい。（環境省）
- ・防除を実施している都道府県の割合について、オオクチバスとブルーギルは約６割、コクチバスは約４割となっているが、分母はどのように扱っているか。オオクチバスとブルーギルはほぼ全都道府県に侵入している一方で、コクチバスはまだ未侵入のところがある。（淀委員）
- 分母は３種とも全て４７都道府県としている。必ずしもコクチバスの防除実施の割合が低いというわけではない。（事務局）
- 分布域の中で防除をどれくらいやっているかの割合も記載すべきだ。未分布地域まで含めると過小評価に繋がる。実際に分布しているところでどれくらい努力しているかというのを一行入れたほうが現状把握になるだろう。（細谷委員）
- 令和５年度に実施した都道府県対象のアンケート調査結果より、コクチバスの生息情報があると回答があった都道府県は、３２道府県であり、その中で防除を実施していると回答があった都道府県は２１府県であった。この結果をもとに再計算すると、コクチバスが侵入した都道府県のうち、６５％で防除を行

っているという結果となった。また、コクチバスの侵入している都道府県の分母を国立環境研究所の侵入生物データベースから抽出すると、37 都道府県で、57%となった。いずれも 6 割程度という状況である。（事務局）

- ・継続的な防除により成果を挙げた事例もあると思われるため、そのような取組を環境省や国全体としてどう活かしていくかという思想は主軸の一つに入れても良いのではないか。（藤本委員）
- ・資料 2－1 の「見直しの方向性とポイント」に記載のある漁法はほぼ全ての水域で特別採捕許可が必要であるが、各都道府県が設定する特別採捕許可の要件には特定外来生物の防除が入っていないという問題がある。試験研究や漁業者の生業等の要件では許可が下りるものの、民間団体が特定外来生物を防除するためにこれらの漁法の特別採捕許可を申請しても、許可が下りないジレンマに陥っており、駆除に大学教員が加わることで試験研究という体裁としてそれらの漁具を使ってもらっている実情もある。そのため、アンケートでは、実際は民間団体による駆除であっても特別採捕許可を取得して実施されるものものについて試験研究扱いとして回答されていないものもあると思われる。同様に、このような防除活動は、研究者が関わっているにも関わらず、試験研究扱いになって研究者が防除に関与していないようネガティブなバイアスがかかっている恐れがある。アンケートのバイアスは別として、有効な漁具が防除のために使いにくい部分を解消してほしい。（淀委員）
- これまでも外来生物法の見直しなどでも問題視はされている。水産庁の所管する文言を変えれば改善することだが、法律の対応ができていない。これは省庁間の問題であり、水産庁にとっても重要な課題なのでご検討いただきたい。（中井委員）
- 実態として、漁業調整規則により、今この場でどうなっているは把握しきれないが、担当に確認し現状を把握し、どういう風に解決できるか、指針に盛り込めるかも検討したい。（水産庁）
- 2004 年に外来生物法ができてからの問題であり、環境省から水産庁宛に何らかの尽力を願う一方で、この決定は水産庁がやるのではなく、地方自治体単位の問題であると思われる。法律を修正せずとも、水産庁からの通達で改善するのではないか。（細谷委員）
- ご指摘のとおりである。基本的に水産庁も情報をもっており、どういうことができるか検討したい。（水産庁）
- 水産庁と現状どうなっているか事実確認しつつ、どのような運用が可能か確認し、指針への反映を検討し、次回検討会時に案を示したい。（環境省）

【オクチバス等に係る防除の指針（改定素案）について】

- ・防除の関連主体が明確でないため、指針の中に主語を入れるとよい。また、「3. 目標の設定」に低密度管理との文言があるが、目標としては曖昧な部分が多いため、低密度管理における出口戦略を考えていく必要があると思われる。希少種だと、事業フェーズと監視フェーズのように段階を設けていたと思うので、同じ視点があっても良い。（藤本委員）

→主体の明記について、指針全体の課題として受け止めた。低密度管理の出口戦略についても検討したい。（環境省）

- ・改定指針は前回のものを加筆修正して作っており、「1. 指針作成の目的」が外来生物法制定直後の内容のままである。読者は令和7年に発行されるものを読むため、そのことを想定して修正したほうが良いだろう。例えば「認定」については外来生物法の法改正で内容が変わったので、実状との齟齬があるため、1. については全体的に書き換えた方が良い。また、1 ページ目の第4段落において特定外来生物の防除に様々なハードルがあることについては、目的の項に書かず、必要な項目で要所を補う方が良い。（中井委員）

→そのとおりである。修正する。（環境省）

- ・2.（3）の「予防的な観点から防除が必要な水域」の部分について、コクチバスが「冷水域」に定着しやすいという表現は疑問である。アメリカにおいては、コクチバスとオオクチバスの北限が同じであり、国内においても、コクチバスは比較的温暖な三重県や和歌山県にも広がっている。南日本では定着しづらいという誤解を招く可能性があるため、「冷水域」という文言を削除してもいいのではないか。（淀委員）

→賛成である。同じく、「流水域」という文言にも問題であり、コクチバスは止水域にも侵入するため「流水域にも～」の表現の方が正しい。（中井委員）

- ・コクチバスの書きぶりを強化することは良いが、4.（2）侵入又は分布拡大の防止の部分も拡充いただきたい。侵入予防は重要で、現在、密放流に罰金1億円、300万円があるにも関わらず、防止できていない。いくら普及啓発しても100人に1人でも放流してしまうと生息地拡大は止まらない。指針に入れられなくとも、抑止力として環境省と水産庁が警察へ捜査協力依頼を出すこと、また違法行為への対応又は防除に取り組むような、現場対応ができるアドバイザーを環境省内に配置することも検討いただきたい。（大浜委員）

→予防に対する良い事例があれば、指針の中にも織り込まれるべきだと思う。（渡辺委員）

→違法放流のうまみは釣りなので、放流されても釣りができないようにすればよく、釣り禁止のように釣りたいくても釣ることができなくなる状況を作ることが大事である。指針に具体的に書くのは難しいが、放流をさせないための努力を、放流をする人に訴えるようなことも重要だ。放流したものの勝ちの状況が放置されていることが問題であり、これが密放流の温床となっている。この指針は「密放流」を知ってもらう数少ない機会の1つなので、できるだけ違法行為の横行や、その課題について言及してほしい。大浜委員のご意見にもあった警察への協力依頼も重要で、バス類の放流は犯罪であることを周知することも重要だ。（中井委員）

→大浜委員、中井委員の話はそのとおりだと思う。私も水産庁事業を実施している中で、バス類がどんどん広がっていく状況に危機感を持っている。放流されたら莫大なエフォートをかけて防除を行うというのは間違っている。山梨県の琴川ダムでコクチバスの密放流があり、釣り禁止となったが、そのよ

- うな事例は記載できないか。このような事例の記載をもう少し充実させて、放流を未然に防止できるようにしてはどうか。（坪井委員）
- 委員の皆様意見を受けてだが、坪井委員の言うように情報の共有をしていく必要がある。防除の事例（グッドプラクティス、バッドプラクティスなどを含め）を全国的に共有する仕組みの整備を指針に盛り込めると良い。様々な防除対策を実施していくうえでの障壁を特定することで次の課題につながる。様々な情報を共有していくことは重要だ。（松崎委員）
- 4.（2）の部分については、指針の位置付けにおいて、指針内で書き込める事項には限界があるが、書ける範囲でしっかり書き込んでいく。この指針単体だけでなく、外来種被害防止行動計画の中にも改定内容を反映・位置付ける必要があると思う。事例、情報共有についても、指針改定だけではなく、別冊等で示せないか工夫を検討する。（環境省）
- 中井委員の意見に賛成である。その上で現実味をつけるのであれば坪井委員、松崎委員の言うとおりでよい。（2）①のタイトルと密放流の件は実はすり合わない。分布拡大のポテンシャルを明確にしないといけない。「ルアー釣り」とは示しにくいだろうが、あいまいな書きぶりであるので、書ける範囲で構わないので、もう一步踏み込んだ書きぶりを検討いただきたい。（細谷委員）
- ・指針では外来魚3種が出ているが、読者はこの基礎生態を知らないと思う。今回の手法の中でも普通の魚と異なる性質があり、その性質を踏まえた防除のためにも、一般読者のために最低限の補足は必要だろう。（中井委員）
- 指針の中でどの程度書くのか、他のマニュアルあるので URL の記載やそれらの連携を持たせるなど、ご指摘踏まえて検討したい。（環境省）
- ・「6. 実施体制の整備」について、外来生物法の条文が記載されているが、文章の中でこの条文が何なのか分かりやすくしたほうがよい。（渡辺委員）
- 読み手も想定しつつ、検討したい。（環境省）

【オオクチバス等に係る防除の現状について】

- ・参考資料2について、都道府県への問い合わせでは市区町村の活動等の把握が不十分かもしれない。また、「都道府県における法に基づく防除の実施体制」について、漁協はどこに位置付けるのか。また、グラフごとに凡例が異なり、データが読みにくいので整理してほしい。（藤本委員）
- ・参考資料2の1. 防除実施水域の記載について、「生態系被害防止及び漁業被害防止」が目的と回答している自治体の防除目的が「主に漁業被害防止対策だろう」と推論されているが、「漁業被害防止」が別途選択肢にある以上、この回答を安易に「主に漁業被害防止」と解釈しない方がよい。（淀委員）

（3）その他

- ・意見なし。（一同）

以上